

ユニット 2-2-5 新規就農者・後継者育成と農業教育

第1章 はじめに

1.1 政策における位置づけ

1999年に施行された『食料・農業・農村基本法』において新規就農への支援に関しては、以下の通り記されている。

第二十五条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対するものに対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民が農業に対する理解と関心を深めるよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

また、2005年3月に策定された『食料・農業・農村基本計画』（おおむね5年ごとに見直される施策の実施計画）では、

[新たな人材の育成・確保]

将来の担い手となり得る農業者や雇用労働力の確保を図るため、就業形態や性別等を問わず、新規就農を促進し、幅広い人材の確保を図る。特に、近年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、情報提供や研修等の支援施策を拡充する。

また、将来の担い手となり得る農業者を育成するため、農業高校や農業大学校等における農業技術や経営管理に関する高度な知識・技術に関する研修教育の充実を図る。

とし、これらの施策により、毎年12千人程度の新規就農青年（39歳以下）の確保を目指としている。新規就農青年は1990年の4.3千人を底として増加に転じ、2002年には11.9千人となったが、最近の伸びは緩やかで2003年も11.9千人と目標の12千人には僅かに届かない状況にある。

一方、中高年（40歳以上）の離職就農者数は、2000年の65.9千人から2003年は68.3千人へ増加している。

また、経営資産を持たない農外からの新規参入希望者に対しては、農業法人への就業が就農のひとつの形態となっている。

表 1.1 新規就農者の動向

(単位：千人)

区分	1985	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
新規就農青年 [39歳以下]	20.5	4.3	7.6	8.5	9.7	11.1	11.9	11.6	11.7	11.9	11.9
中高年 [40歳以上]	73.4	11.4	40.4	42.5	47.0	53.2	53.5	65.9	67.8	68.0	68.3
合計	93.9	15.7	48.0	51.0	56.7	64.3	65.4	77.5	79.5	79.9	80.2
離職就農者合計	89.1	13.9	46.2	48.9	54.5	62.0	63.4	75.0	77.4	77.6	78.0

出所：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等

1.2 望まれる農業者像

1.2.1 個人

農業を実施する上で必須な能力としては、各種農機の取り扱いや対象作物の生理、農薬や肥料に関する知識など作物生産に必要な技能が第一に挙げられる。

収入を他産業並みの530万円/年とした場合に必要な面積は、作物によっても異なるが、稲・小麦・大豆を中心に行う場合、概ね10ha以上の耕地が必要になる。また、北海道の畑作で収入を他産業並みの530万円/年とした場合に必要な面積は、概ね25ha以上である。これらの値は現代日本の一農業経営体当たりの平均耕地面積と比較した場合、かなり大きな値である。したがって、投入（肥料・農薬・農機）と収穫も大きな値となってくる。そういった収穫を確保していくためには、高い計画性と管理能力が要求される。

年毎の気象条件によっては農産物価格の変動が予想されるなど、農業には危機も多い。それらの危機に対応できなければ、長期的には廃業に追い込まれてしまう。また、市場に求められる品質などには一定の流行り廃りもあり、これらは危機であると同時に好機でもある。こうした好機に巧く適合できれば、同じ労力でより大きな収入を上げることも可能である。したがって、危機や好機に敏感であることも重要な資質であると言える。

また、農業を始めるには農地・農機・種子・肥料などに投資が必要である。さらに、最初の収穫までは収入は無く、一般に初期の収穫では平均並みの収入を期待できないから、生活費として数年分を用意しておくことも必要となる。

すなわち、個人で農業を始め、成功させるためには、高い経営力（技能）と農業技能を兼ね備え、十分な資金を用意しなければならない。

1.2.2 法人（農業生産法人）

前節では、個人で農業を成功させるためには高い経営力（技能）と農業技能、潤沢な資金を兼ね備えていなければならないと述べた。法人であってもこれらの資質は必要不可欠であるが、複数の個人が参加する法人の場合、これらの資質・資金を分担することが出来る。すなわち、マーケティングを行ない、得られた結果から作付けの方針を決め、種子・農薬・肥料などの必要資材の購入と生産物の売却に必要な経営力（技能）は経営者に、実際の作物生産に必要な農業技能は農業技術者に、そして資金は出資者ないしは金融機関が分担する（出資に必要な説明は経営者の役割）ことが、法人ならば可能である。

法人には様々な考えの個人が参加している。このため、ある一定の求心力がないと困難に直面した際に分解してしまう。その求心力とは、法人としてのポリシーや理念、ブランドイメージといったものである。法人の顔と言っても良いし、Cooperate Identityと表現しても良い。無論、求心力としては給料などのインセンティブも無視できないが、その法人が持つ理念に共鳴した人材が集まった法人であれば、困難に直面しても分解せず、互いに協力してそれを乗り越えられる可能性がより高いと言える。

第2章 新規就農支援の枠組み

2.1 就農希望者等に対する相談活動・情報提供

2.1.1 相談窓口の活動

農内農外かちの新規就農を円滑に進めるため、全国及び都道府県新規就農相談センターにおいて就農啓発や技術習得のための研修、資金に係る情報等、就農に必要な情報の提供・相談活動を実施している。

2.1.2 ニューファーマーズフェアの実施

農業法人の就農を促進するため、1997年度より、大都市圏や主要都市において農業法人合同就職説明会を実施している。2005年度までに全国12会場において計72回開催し、そのうち2004年度までに705人の採用（内定を含む）が決定している。2006年度においては、7回の開催を予定しており、7月には、厚生労働省、地域就職支援センター主催による「U・Iターンフェア」との合同開催を行っている。

2.1.3 無料職業紹介業務の開始

全国新規就農相談センターは2003年5月1日から無料職業紹介を実施している。また、都道府県新規就農相談センターは、2004年8月1日以降順次開設しており、就業希望者と農業法人等とのマッチング活動を実施している。

2.1.4 ハローワークとの連携による情報提供

新規就農を支援するための制度資金（就農支援資金等）や就農準備校等の情報について、求職者に対し広く提供するため、全国のハローワークに制度周知のためのリーフレット等を配布している。

1999年11月15日より、東京・大阪・愛知の各拠点ハローワークに「農業等就職相談コーナー」が開設され、農業等の求職者に対するきめ細かな情報提供、職業相談、職業紹介を行うほか、就業・研修を希望している者に対して農業等関係団体へのあっせん等を実施している。

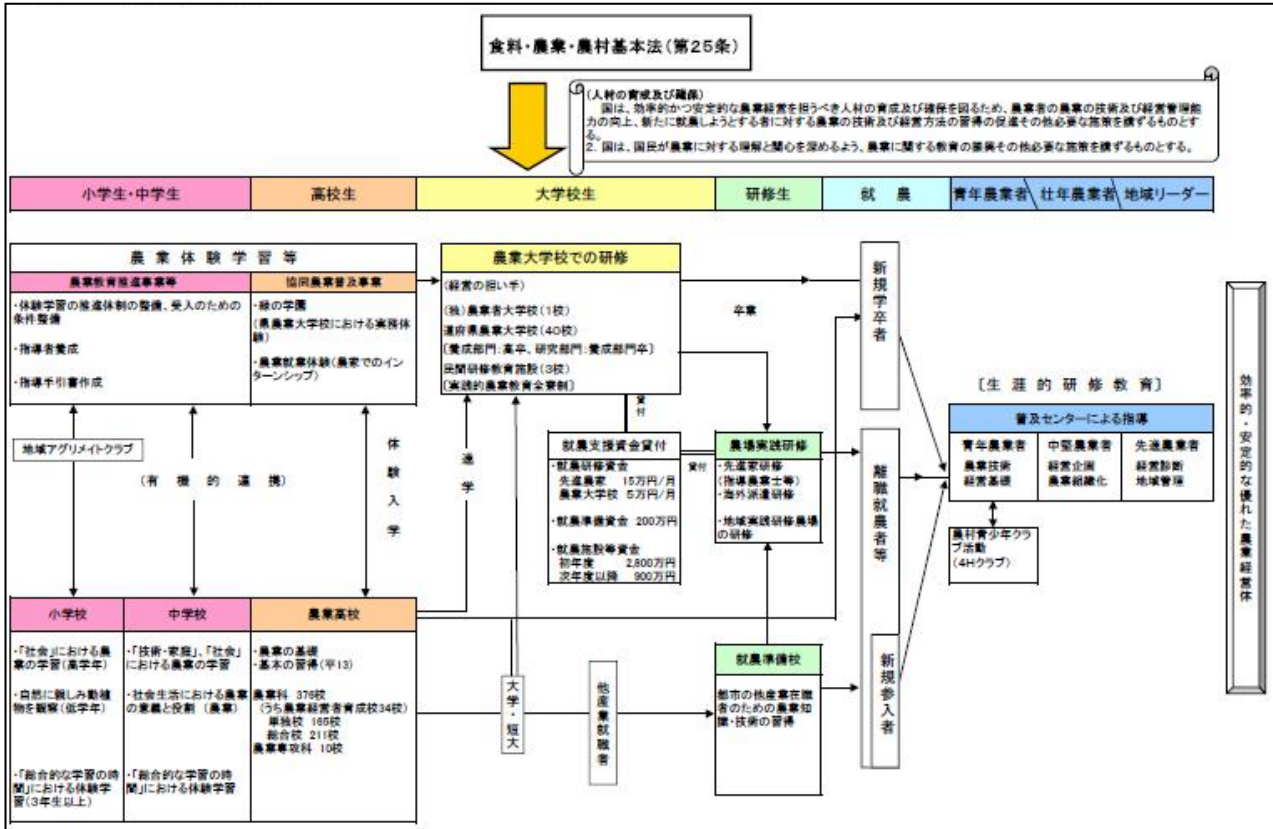
さらに、2003年7月1日より全都道府県、（47ヶ所）に「就農等支援コーナー」（ハローワーク内）が設置された。

2.2 農業教育研修体系

個人で農業を成功させるためには、高い経営力（技能）と農業技能、十分な資金を兼ね備えていなければならないと述べた。経営に関する知識も農業に関する知識も、およそ知識と名がつく部分については、書を紐解いて、あるいは先達に教を乞うて、学問的に身につけることが出来る。しかし、その実際の運用にあたっては、学問的知識以外の一定の経験が必要である。この一定の経験を通して身につけなければならない部分と、先に述べた学問的知識を合わせたものを技能と呼ぶ。知識は、現代の水準まで学んだ後は、学問の進歩にあわせて学んで行けば良い。技能は実践の中で磨かれてゆく。したがって新規就農に先立っては、取り敢えず知識を現代の水準まで高めておく必要がある。これらの知識を与える場としては、農業高校や農業大学校など多くの枠組みが整備されている。また、就農後も研鑽を疎かにしては効率的・安定的な優れた農業経営を続けることは難しい。そのため農業者を対

象に普及センターによる指導や農村青少年クラブ活動（4Hクラブ）など、生涯的研修教育の体系が存在している（図2.1 参照）。ここではそれらの内容について述べる。

図 2.1 農業教育研修体系



2.2.1 就農までの農業教育研修体系

経営技術を含む農業技術を学ぶ場としては、学習希望者の最終学歴に合わせて複数用意されている。中卒の学習希望者には併せて高校卒業資格も取得できる農業高校（3年）、高卒以上の学習希望者には公設の農業大学校や就農塾（2～4年）、学業に専念できない事情がある学習希望者には先進経営体でのOJT研修や夜間・休日を利用して農業について学べる就農準備校（期間は対象作物によって様々）がある。また、農業生産法人に職員として就職した場合には、社内研修によって一定の技術を身につけることができる。なお、大学の農学部は農業技術を身につける場としての側面を期待できないことは無いが、飽くまでも科学としての農学を学ぶ場なので、就農に目的を絞った場合には効果的とはいえない。

農業高校は正式には高等学校農業科と言う。全国の高校の内 376 校が農業科を持っており、内 165 校は単独校、残り 211 校は総合校となっている。また、10 校は農業専攻科を併設している。これは農業高校 3 年間を終えた後、2 年間をかけてより深く農業技術を学ぶもので、短大に準じる存在である。

農林水産省は 1998 年 12 月に文部科学省と連携の基本合意を締結し、就農への強い意欲を喚起するため、農業高校生を対象に農業大学校で実務研修の体験（緑の学園）や普及センターによる講義・実務に対する協力を推進している。また、農業高校から農業大学校への一貫した研修教育体系を構築する観点から、次の 3 つの活動を実施している。

普及センターによる農業高校生に対する農業大学校への入校相談
農業高校と農業大学校の連続性に配慮した科目内容の調整と人事交流の推進
意欲ある農業高校生の農業大学校への入校を容易にするための推薦入学の拡大

(1) 農業大学校

農業大学校は高卒以上を対象とし、経営の担い手育成を目的としており、道府県には道立、府立、県立の農業大学校が 49 校存在している。修業年限は 2 年であるが、より深く学びたい者には農業大学校卒業後 1 年の課程として研究科が 13 校に用意されている。

東京には、大卒もしくは同等以上で、既に農業者として活動している者を対象として、地域農業におけるリーダー的存在を養成することを目標とした独立行政法人農業者大学校がある。ここは、座学及び国内先進経営体への派遣研修・海外派遣研修などの実習を組み合わせた 3 年の課程である。ただし 2007 年 4 月以降は新規入学を停止し、つくば市に新設される農業者大学校が募集を開始する。この新たな農業者大学校は、つくばの農林関連研究機関と連携した教育を行い、修業年限は 2 年である。

(2) 民間研修教育施設

民間研修教育施設は 3 校存在する。いずれも実践的な農業者および農業指導者の育成を目的とし、それぞれの伝統に培われた研修教育を実施している。鯉淵学園農業栄養専門学校は 1945 年 11 月の設立で高卒 4 年制（大卒相当資格）の農業経営化学科と生活栄養化学科を併設する。日本農業実践学園は 1927 年 2 月の設立で、男子対象の経営部と女子対象の生活部を併設し、中卒 3 年制の高等科（高卒相当資格）、高卒 2 年生の本科（短大相当資格）、短・大卒 1 年制の専修科を持つ。以上 2 校は茨城県水戸市にある。長野県には 1938 年 4 月設立の八ヶ岳中央農業実践大学校があり、高卒 2 年制の専修科（短大卒相当資格）と短・大卒 1 年制の研究科を有する。また、これら 3 校は、現在日本で深刻な問題となりつつある、定職に就かないで、アルバイトをやりながら生活している若者（16～39 歳）対象の全寮制の農業研修チャレンジ「ファームスクール」を開設している。研修期間は日本農業実践学園が 3 ヶ月、八ヶ岳中央農業実践大学校が 5 ヶ月、鯉淵学園農業栄養専門学校が 6 ヶ月である。

(3) 就農準備校

就農準備校は主に都市の農外産業従事者が農業技術・知識を習得する場として 1996 年に関東・東海・近畿・長野で開設されたのを皮切りに、年々増加している。2005 年には大都市圏を中心に全国で 7 校 12 教室が開設されている。対象者が農外産業従事者なので夜間・休日に通えるようスケジュールが組まれている。またインターネットを利用した講座も 2006 年に開設されている。

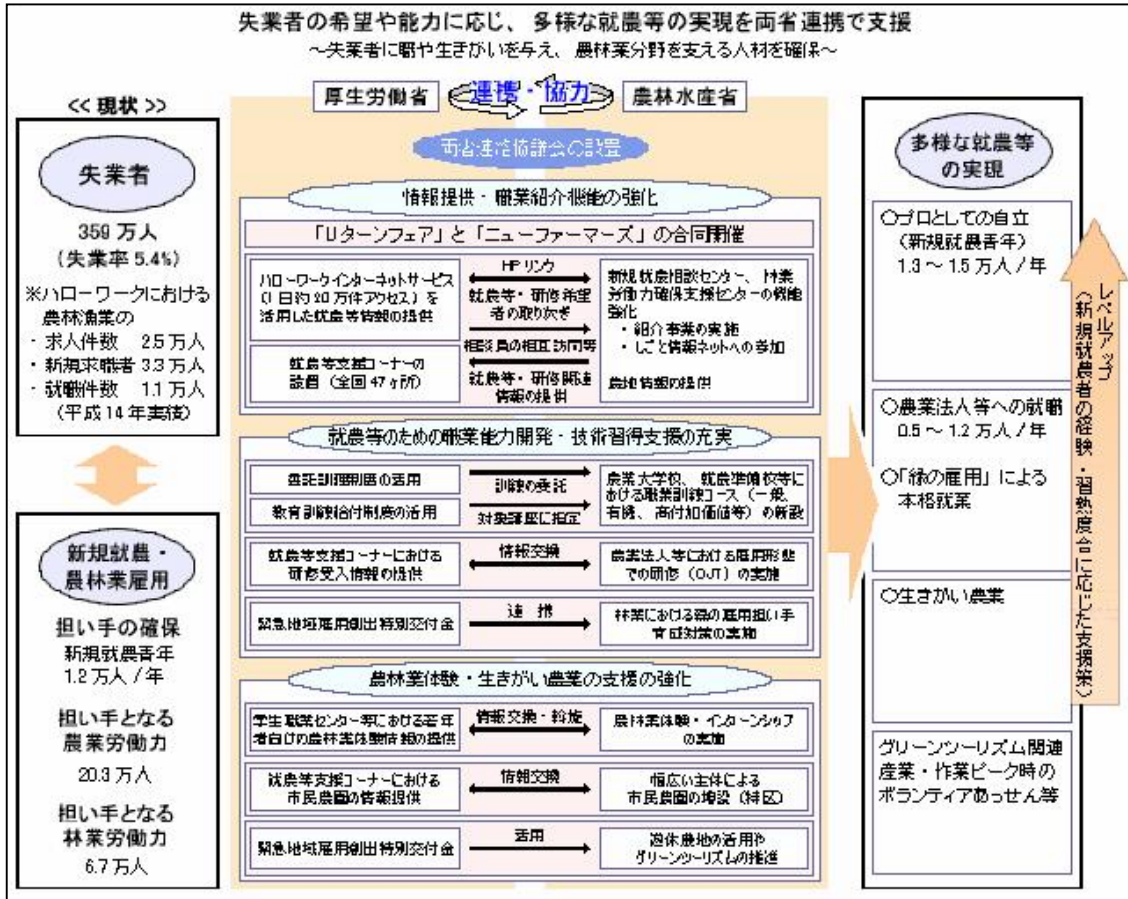
(4) 生産現場における実践研修

OJT 研修は泊り込みで農業を実践するもので、体験自体を目的とした 1 週間～1 ヶ月のものから、本格的な技術習得を目的とした 3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年と様々な期間のものがある。これは研修の実施主体が、農業大学校や先進農家、あるいは市町村の研修農場など多様なためである。その結果、費用も現地までの交通費と保険代で済むもの、研修実費を負担するもの、あるいは生活費補助を受け取り研修終了後は農地・住宅の斡旋を受けることが出来るものなど様々なので、就農希望者は自身の目的に合ったものを探し出し、選択する必要がある（国や都道府県の新規就農相談センターなどで情報を得ることができる）。

(5) 農業への若者の雇用促進

農業生産法人への就職は、厚生労働省の職業安定所による紹介のほか、全国農業会議所・新規就農相談センターを通して派遣社員として数ヶ月働き、契約期間終了後、双方が合意すれば正社員になるという方法もある。このような厚生労働省と農林水産省の連携は、幅広く行われているが、その内容は「農林業をやってみよう」プログラムとしてまとめられている(図 2.2)。2004 年現在の OJT 研修実施農業法人は 63 団体である。

図 2.2 「農林業をやってみよう」プログラム



2.2.2 就農後の農業教育研修体系

就農後は、最新の知識の継続的なキャッチアップと技能の研鑽が必要である。それを支える仕組みとして、農業青年クラブなどの農業者の自主的な活動と、指導農業士制度、青年農業士制度、農業研修生海外派遣事業がある。

(1) 農業青年クラブ

農業青年クラブは、米国で青少年の社会活動手法として生まれ、戦後、農業改良普及事業と共に日本に導入された農村青少年の学習集団である。下記の4つのHを目的に活動していることから4Hクラブとも称される。

- 農業の改良や農家生活の改善に役立つ腕(Hand)を磨くこと
- 科学的にものを考えることのできる頭(Head)を訓練すること

- 誠実で友情に富む心(Heart)を増進すること
- 楽しく元気で働くための心と体の健康(Health)を増進すること

農業青年クラブは、地域の農業改良普及センターの指導の下に、学習活動・仲間作り活動・社会奉仕活動などの自発的活動を行っている。全国に約 700 クラブが存在し、9.7 千人が加盟している。これらクラブは県連（2004 年度現在 32 府県連）を構成し、県連の集まりとして全国農業青年クラブ連絡協議会が存在する。この協議会の主要行事は、全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議、中央推進会議（幹部研修会）の 3 つである。

全国農業青年交換大会は毎年 8 月に各県持ち回りで開催され、その年の開催県の農業青年クラブが大会を企画・運営する。また東京都で、全国青年農業者会議（毎年 2 月下旬から 3 月上旬）と、中央推進会議（幹部研修会）（毎年 6 月から 7 月）が開催される。

（2）指導農業士、青年農業士制度

青年農業者の育成や地域農業の振興に貢献している農業者を認定する制度として、指導農業士、青年農業士制度が各道府県において整備されている。いずれも知事が定める認定要件を満たした農業者を知事が認定するものである。

指導農業士は、農業技術・経営管理能力が地域の水準以上で、農村青少年の研修受け入れを含む育成指導に積極的に取り組む農業者が認定される。

一方、青年農業士は、35 歳未満で、営農に関する一定の知識と経験を有し、将来とも農業経営の実践を通して地域農業の推進者となること、及び農村青少年の集団活動に積極的に参画し中心的活動ができる見込まれる農業者が認定される。

2005 年 3 月現在で、指導農業士は 10,472 人（うち女性は 1,258 人）、青年農業士は 9,380 人（うち女性は 186 人）が認定されている。

（3）農業研修生海外派遣事業

農業研修生海外派遣事業は、農林水産省の事業として、海外の先進農業経営体へ農村青年を研修生を 1～2 年間派遣し、国際的視野を養い、幅広い知識・技術を習得させることを目的としている。渡航先は欧米で、これまでに 13 千人以上が派遣された。2006 年度以降は農産物の輸出促進を担う人材育成にも重点を置いて実施されている。

2.3 就農資金

就農支援資金は無利子の融資で（1）就農研修資金、（2）就農準備資金、（3）就農施設等資金の 3 種類に大別される。都道府県知事に就農計画を提出し認定を受けた認定就農者（申請時に 18 歳以上 55 歳未満だが、知事の特認で 65 歳まで可能）は上記 3 種類の全ての融資を受けることができる。また、就農希望者を雇用し、研修等を通じて担い手として育てていこうとする農業経営体（OJT 研修運営主体）も、都道府県知事に就農計画を提出し認定を受けると（1）就農研修資金、（2）就農準備資金、の融資を受けられる。これら資金の原資は 2/3 を国が、1/3 は都道府県が無利子で貸付主体に貸し出す。詳細は表 2.1 を参照。

表 2.1 就農支援資金の内容

区分	(1) 就農研修資金	(2) 就農準備資金	(3) 就農施設等資金
資金の種類	農業技術・経営手法習得のための実践的な研修（農業大学校等の研修教育施設、国内外の先進農家等で行う研修）に必要な経費 *授業料、教材費、視察研修費、滞在費、パソコン等研修用機器等	就農先の調査、就農に伴う住居の移転、資格の取得など就農に当たっての事前の準備に必要な経費 *住居移転費（引越代、敷金・礼金等）、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費等	農業経営を開始する際の施設の設置、機械購入等に必要な経費 *機械の購入費、施設の設置費、家畜購入費、各種修繕費・リース料、種苗・肥料費等の運転資金
貸付限度額	農業大学校等：月額5万円 先進農家：月額15万円 指導研修：200万円（青年のみ）	200万円	経営開始初年度 青年：2,800万円 中高年：1,800万円 2～5年目 900万円 資金需要の半分以下
貸付主体	都道府県青年農業者等育成センター		同左および農協等金融機関
貸付対象	認定就農者・認定を受けた農業経営体		認定就農者
償還期間（据置期間） 青年の場合	平場：12年以内 うち据置期間4年 条件不利地域：20年以内 うち据置期間9年		12年以内 うち据置期間5年 *農協等の金融機関から借受ける場合、都道府県の農業信用基金協会の債務保証制度の対象になる
償還期間（据置期間） 中高年の場合	平場：7年以内 うち据置期間2年 条件不利地域：12年以内 うち据置期間5年		

出所：農林水産省

第3章 おわりに

日本は、現在深刻な農家の高齢化、後継者不足の問題に直面しており、新規就農者の確保は今後の農業の担い手を確保する上で喫緊の課題となっている。

グローバル化していく社会経済の中で、競争力のある自立した農業経営を行えるプロ農家の育成が必要である一方、農業や農村での暮らしに魅力や生き甲斐を感じ、離職就農する人や定年帰農する人の受け皿の整備も必要となっている。

このような多様な就農形態に対応できるきめ、細かい支援策の充実が今後も期待されている。

参考文献

- 大森森介[2004] 『[農業]商売の始め方・儲け方』(株)パル出版 p.204～206
 全国農業会議所[2006] 『iju info 2006 夏号』全国農業会議所 p.2～5
 農林水産省 普及・女性課[2006] 『最近の新規就農をめぐる事情』